

## 安全・安心まちづくり団体登録変更届出書

神奈川県安全・安心まちづくりを行うボランティアに対する事故給付金の支給に関する要綱第6条の規定に基づき、団体登録事項につき届出します。

## 登録内容に変更がない場合の提出は不要です

団体登録番号【 - 】	団体名：	申請者氏名： 電話番号： - -
-------------	------	---------------------

	変更後の内容
1 団体名 (登録している団体名を変更する場合)	
2 団体所在地 (団体の主たる活動拠点)	
3 代表者氏名	
4 書類等送付先 (書類等を送付する際の受け取り先住所)	(〒 - ) (氏名： )
5 連絡先	電話①： - - 氏名： 電話②： - - 氏名： ファクシミリ： - - 氏名： メールアドレス： 氏名：
6 活動内容	※変更後の活動内容に該当する番号を○で囲んでください。 1. 地域安全活動 (防犯パトロール、防犯のための安全マップ作成、防犯診断など) 2. 学校及び通学路安全確保活動 3. 防犯に係る広報・啓発活動(防犯キャンペーンなど) 4. 少年非行防止に係る活動 5. 上に掲げる活動の実施に係る打ち合わせ会議、講習会 6. その他( )
7 活動人員数	人
8 「くらし安全通信」送付について	希望しない 希望する

くらし安全通信では、安全・安心まちづくりの推進に向けた県の取組や県内各地域での活動の事例、警察からの防犯情報など防犯ボランティア活動に役立つ情報を紹介しています。

安全・安心まちづくり団体登録を取り消す

団体登録を解除した場合、事故給付金制度の対象外となりますので、ご注意ください。

【事故給付金制度とは】

防犯活動ボランティアの方々が、その活動の事故等により負傷した場合などに、給付金を支給する制度です。

この様式に記載された情報は、「神奈川県安全・安心まちづくりを行うボランティアに対する事故給付金の支給に関する要綱」第12条及び第13条の規定に基づき、神奈川県知事から、県内市町村長、神奈川県警察本部長、神奈川県各警察署長に対して提供・照会に使用される場合がありますが、これに同意するものとします。ただし、当該情報の利用は、各市町村の支援施策での活用や登録団体あての各種防犯行事の案内文書の送付、県警察による自主防犯活動団体支援など、「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」の趣旨に基づき、神奈川県内における安全・安心まちづくりの目的に即した利用に限定されます。